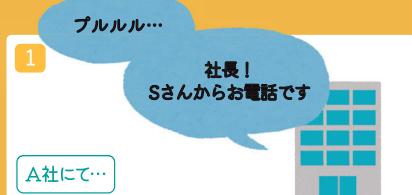


企業主導型保育施設の 共同利用 を活用しませんか？



企業主導型保育施設 とは

企業主導型保育施設は、国が行う「企業主導型保育事業」によって施設の設立や運営のための助成を受けている保育施設です。

企業主導型保育事業 とは

企業主導型保育事業は、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成28年度に内閣府*が開始した企業向けの助成制度です。助成対象である「企業主導型保育施設」は全国に約4,500施設あり、約11万人分の就学前児童の受け皿となっています。

*令和5年度からは、こども家庭庁に移管

企業主導型保育施設



共同利用は メリット 満載

人材確保

求人の際「保育施設完備」と謳うことで、子育て世代の人材を確保しやすくなります。

離職防止

出産、育児による離職を防ぐことができ、復帰などの人事計画が立てやすくなります。

子育て世代の活躍

共同利用枠を確保することで、社員の産休・育休からの復帰がスムーズになります。

希望の保育施設が利用できる

複数施設と契約することで、設置場所や人数など社員それぞれのニーズに応えることができます。

企業イメージの向上

「ワークライフバランスを推進している企業」として企業の魅力をPRできます。



結婚・出産・育児による離職防止や新規採用に向けた職場環境アピールにつながります。





企業主導型保育事業
きょうどう保育園

従業員に利用してもらいたい企業 と 企業主導型保育施設の設置事業者 が

企業間で契約書※を取り交わすことで「共同利用企業」となることができます。

※ポータルサイトで契約書のひな形をご紹介しています。

- ひとつの企業 が複数の企業主導型保育施設と } 共同利用契約を
- ひとつの企業主導型保育施設 が複数企業と } 締結することができます。

企業主導型保育施設を共同利用しませんか？（企業主導型保育事業ポータル）<https://www.kigyounaihoiku.jp/sharing>

共同利用のイメージ



自ら保育施設を設置していないても「共同利用企業」として他企業が設置した企業主導型保育施設の「共同利用枠」を利用することが可能になります。

③ 従業員枠 (従業員の子どもが利用)

① 自社従業員枠

保育施設を設置した
B社の従業員の子ども



② 共同利用枠

共同利用規約をした
A社の従業員の子ども



①「従業員枠」のうち、1割は「自社従業員枠」とする必要があります。

②「自社以外の従業員枠」のことを「共同利用枠」と呼び、その枠を利用することができる企業を「共同利用企業」と呼んでいます。

③ 保育施設の定員の半数以上を「従業員枠」とする必要があります。

④ 地域枠※

(従業員以外の子どもが利用)

地域の子ども

地域設定をしていない施設もあります。

④ 定員の半数以下であれば、施設の近隣地域に住む児童を「地域枠※」として預かることができます。



「共同利用」は、保育施設を設置した企業にとってもメリットがあります

■ 保育事業者型の企業主導型保育施設も、保育施設の定員の半数以上を「従業員枠」とする必要があります。

共同利用契約

保育施設利用までの流れ

1 社内ニーズの把握

従業員が求めていることをしっかりとヒアリングする

2 自社の利用方針を策定する

- ・利用人数の想定
- ・企業負担の検討（費用など）
- ・契約締結に際しての確認事項の洗い出し
- などなど



4 保育施設と契約交渉をする

まずは保育に対する方針など
基本となる考え方を確認する



3 保育施設を調べる

保育施設の情報を集める

企業主導型保育施設は左記QRコードまたはURLから検索できます。

<https://www.areamarker.com/kigyo-hoiku/top>



5 共同利用契約の締結

保育内容や安全対策などについて確認し
理解したうえで契約を結ぶ



6 従業員の利用支援

当事者となる従業員だけでなく、社内全体に
施設の利用方法などについて周知する

